

盛岡バスセンター飲料等自動販売機設置に係る

公募型プロポーザル（その2）募集要項

1 趣旨

盛岡バスセンターにおける余剰スペースの有効活用を図ることを目的として、事業者から要望のある飲料等自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置を認めるに当たり、今般企業等に求められている社会や地域の一員としての活動状況や、自動販売機の設置に係る環境負荷低減等を目指した環境配慮への取組実績等、総合的な観点から審査を行うことで、最適な事業者の選定を行うため、公募型プロポーザル方式により募集を行うものである。

2 対象物件及び予定価格（最低貸付料）

別紙「物件調書（施設概要書）」のとおり。

なお、予定価格には消費税額及び地方消費税額は含まない。

3 自動販売機の設置に関する諸条件

- (1) 本件自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び盛岡市財務規則（昭和46年11月30日規則第33号）第188条の3の規定に基づく行政財産の貸付に準じ、市と事業候補者とで賃貸借契約を締結する。
- (2) 貸付の用途は「飲料等自動販売機及び使用済容器回収箱の設置場所」とする。
- (3) 貸付期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。また、契約の更新や期間の延長は行わない。
- (4) 設置自動販売機に関する諸条件（貸付場所、設置台数、貸付期間、機器仕様、貸付条件等）は、別紙「盛岡バスセンター飲料等自動販売機設置場所賃貸借仕様書」、「物件調書（施設概要書）」、「契約書（案）」による。
- (5) 自動販売機設置に係る電気の使用については以下のとおりとする。
 - ア 飲料等自動販売機設置者（以下「設置者」という。）は、貸付面積の範囲内に電気使用量を計測するため、子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したもの。）を設置すること。
 - イ 設置者は、設置した子メーターの計測に基づく自動販売機の電気使用量に応じて、市又は市が指定する者（施設等の指定管理者等）が月ごとに発行する納入通知書により指定の期日までに電気使用料を納付すること。
 - ウ 設置する自動販売機について、契約物件の施設等以外からの電気の使用によるとき、又は市の承認を受けたときは、子メーターの設置は不要とする。
- (6) 必要に応じ、設置する自動販売機に関する諸条件の内容について、建設部交通政策課

に確認すること。また、設置場所の現地確認を行うこと。

なお、現地確認の際には建設部交通政策課への連絡は不要である。

4 応募スケジュール

日付・期間	項目	備考
令和6年2月13日(火)	募集要項公表	市ホームページ、公告板にて公表
令和6年2月13日(火)から 令和6年2月20日(火)まで	質問受付期間	回答は市ホームページで公表
令和6年2月13日(火)から 令和6年2月29日(木)まで (ただし、土日祝日を除く。)	応募書類受付	郵送又は建設部交通政策課まで持参
令和6年3月上旬(予定)	審査結果及び事業候補者の公表	書面により個別に通知ほか、市ホームページでも公表
令和6年3月末まで	賃貸借契約締結	

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

なお、参加申込書の提出日から当該案件の事業候補者として選定されるまでの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、応募資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該契約に係る営業又は事業に関する法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を受けていない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 市税(盛岡市に納税義務がある者に限る)、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (6) 法人等(法人及び個人をいう。)の役員等(法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (7) 自動販売機の設置業務について、1年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を自己の責任において行う者であること。

(8) 同一入札物件（設置場所）の賃貸借契約を契約期間の途中で解除していない者であること。

6 応募方法

(1) 応募書類

書 類 名	法人	個人
ア 参加申込書（様式第1号）	○	○
イ 価格提案書（様式第2号）	○	○
ウ 実績報告・提案書（様式第3号）及び添付書類	○	○
エ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）原本又はその写し（※）	○	
オ 住民票		○
カ 納税証明書原本又はその写し（※） （法人の場合） ・ 盛岡市に納付すべき直近2年度分の法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の納税証明書 ・ 税務署が発行する納税証明書（その3の3） （個人の場合） ・ 盛岡市に納付すべき直近2年度分の市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納税証明書 ※ 市民税が非課税の場合は、非課税証明書を提出してください。 ・ 税務署が発行する納税証明書（その3の2）	○	○
キ 印鑑証明書（※）	○	
ク 印鑑登録証明書（※）		○
ケ 設置自動販売機の仕様が確認できる資料（自動販売機のカタログ等） ※該当部分の写しのみでも可。	○	○
コ 身分証明書の写し		○

（※）令和5年度盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者にあつては、提出を省略することができる。

(2) 提出期限等

ア 提出期限 令和6年2月29日（木）

イ 提出部数

- ・ 「(1) 応募書類」のうち、ウ及びケ 各5部
- ・ 上記以外の応募書類 各1部

ウ 提出方法 郵送（簡易書留又は書留）又は建設部交通政策課まで持参（持参の場合は土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）。ただし、郵送の場合は必着のこと。

(3) 応募に係る留意事項

- ア 次のいずれかに該当するときは、事業候補者としての決定を取り消すものとする。
- (ア) 応募書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - (イ) 応募資格を偽ったことが確認されたとき
 - (ウ) 選考委員又はその関係者に接触を求める等、評価の公平性を害する行為を行ったとき
 - (エ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業候補者としてふさわしくないと市が判断したとき
 - (オ) 事業者が、「5 応募資格」に掲げる資格要件に適合しなくなったとき
- イ 上記アにより、事業候補者としての決定を取り消した場合は、次点者を繰り上げて選定するものとする。また、事業候補者として決定した後に、都合により候補者を辞退する場合についても、次点者を繰り上げて選定するものとする。ただし、事業候補者として決定後に辞退した者については、次回以降のプロポーザルにおいて、事業候補者として決定し、契約締結した場合、契約保証金を市に納付すること。
- ウ 提出された応募書類は、返却しない。
- エ 参加申込書において参加する意思を表明した物件の一部又は全部について、応募書類の提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第4号）を提出すること。
- オ 応募書類受理後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- カ 応募に係る経費は、すべて応募者の負担とする。
- キ 提出のあった書類の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて市から疑義事項の照会を行うことがある。
- ク 1つの物件における応募者が1者であった場合には、評価点の合計が満点の70%以上であれば事業候補者として選定する。

7 質問及び回答

(1) 質問受付期間及び質問方法

- ア 受付期間 令和6年2月13日（火）から令和6年2月20日（火）まで午後5時必着
- イ 提出方法 質問票（様式第5号）により、電子メールにて建設部交通政策課に提出すること。また、提出先に電話で到達確認すること（開封メッセージの設定でも可。誤送信等により未着の場合には、質疑回答を行わないため注意すること）。

(2) 回答

- 提出された質問への回答は、市のホームページで公表する（令和6年2月22日（木）頃を予定）。

8 事業候補者の選定方法

(1) 選定委員会の設置

事業候補者を選定するため、「盛岡バスセンター飲料等自動販売機設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、審査を行う。

(2) 審査方法

建設部交通政策課で提出された応募書類を確認し、応募資格の各要件を満たしているか審査する。「価格提案書」及び「実績報告・提案書」の内容については、次の審査基準に基づき選定委員会において書類審査を行い、採点による最高得点者を事業候補者として選定する。

(3) 審査基準

審査項目	審査の視点		配点
貸付料	提案金額に基づき採点。 ※予定価格（最低貸付料）以上であることが条件		65点
地域貢献度	ボランティア活動	地域貢献（ボランティア活動、イベントの協賛については特に盛岡市について）に係る令和5年度中の取組実績及び現在から令和6年度末までに着手する予定のある取組計画に関する提案を評価し、採点する。	10点
	市主催イベントへの協賛		
	SDGsに関する取組		
地域要件 （事業所所在地）	市内における本社、営業所、支社等の設置状況を評価し採点する。		5点
運用計画	商品補充などの計画	自動販売機設置後の運用や緊急時の対応体制、周辺美化への配慮に対する提案を評価し採点する。	10点
	緊急時の対応体制		
	空き容器の回収や清掃等周囲の景観維持の対策		
環境配慮	EMS（※）構築状況	環境負荷低減に係る令和5年度中の取組実績及び現在から令和6年度末までに着手する予定のある取組計画に関する提案を評価し、加点する。 （※）環境マネジメントシステム	10点
	CO2排出削減への取組		
	廃棄物排出量削減への取組		
	設置自動販売機における環境負荷低減の機能		
合計点			100点

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、書面により応募者全員に通知するほか、市ホームページにおいて事業候補者と応募件数を公表する。

なお、審査経過及び審査内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

9 賃貸借契約

(1) 契約締結

事業候補者に決定した者は、普通財産借受申込書（様式第6号）を提出し、市と別添「契約書（案）」に基づく賃貸借契約を締結すること。

なお、契約金額は、価格提案書に記載された1年間の貸付料に係る提案金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた金額）とする。

(2) 契約保証金

ア 事業候補者は契約を締結するときまでに、契約金額に契約月数を乗じた金額の100分の5以上の額の契約保証金を市に納付すること。ただし、事業候補者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を減免するため、契約締結までに建設部交通政策課に確認すること。

(ア) 事業候補者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その履行保障保険契約に係る証券を提出するとき。

(イ) 政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する資格を有する者で過去2年の間に市と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであって、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金に代わる担保の提供

事業候補者は、次のいずれかに該当する担保を提供するときは契約保証金の納付に代えることができることとする。ただし、その保証価格は、それぞれ次に定める額とする。

(ア) 国債及び地方債 額面金額全額

(イ) 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する額

(ウ) 銀行が振出し、又は支払保証をした小切手（持参人払式のもの、又は会計管理者を受取人とするものに限る。） 小切手金額

ウ 契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、契約履行後に還付する。また、契約の変更により契約金額に減少があったときは、その減少額に相当する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を還付することがある。

(3) 履行確認

以下の書類提出により、提案内容が適切に履行されているか定期的に確認を行う。

- ・ 自販機等設置完了報告書（契約初年度の4月中）

- ・提案活動実施報告書（契約毎年度の3月中）
- ・活動予定（翌年度分）報告書（契約毎年度の3月中）

なお、上記報告書の提出以外でも、随時に聞き取り調査の実施又は参考資料の提出を求める場合があるので、協力すること。

また、提案内容が適切に履行されていないと判断した場合、市は指導を行う。当該調査や指導に対し適切な対応がとられない場合は、契約を解除する場合がある。

10 担当窓口（書類提出先）

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号（盛岡市役所本庁舎本館7階）

盛岡市建設部交通政策課交通対策係

電話：019-626-7519（交通政策課直通）

E-mail：koutuseisaku@city.morioka.iwate.jp

FAX：019-622-6211（代表）

【受付時間】

土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）